

令和8年度

事業概要

福祉局

目 次

I	福祉局の概要	3
II	組織と事務分掌	5
III	令和8年度 主要事業の概要	7

I 福祉局の概要

1. 局長 八乙女 悦範
2. 局の職員数 413 人
3. 令和8年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	50,024	4 民生費	197,186,009
17 使用料及手数料	189,768		
18 国庫支出金	100,597,938		
19 県支出金	35,235,779		
20 財産収入	39,482		
21 寄附金	30,750		
22 繰入金	332,335		
24 諸収入	3,772,642		
25 市債	842,000		
歳入合計	141,090,718	歳出合計	197,186,009

(2) 国民健康保険事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険収入	148,415,846	1 国民健康保険費	148,415,846
歳入合計	148,415,846	歳出合計	148,415,846

(3) 介護保険事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	31,306,872	1 総務費	4,854,802
2 国庫支出金	39,078,255	2 保険給付費	148,455,919
3 県支出金	23,108,029	3 地域支援事業費	11,181,057
4 支払基金交付金	42,174,882	4 基金積立金	64,809
5 繰入金	28,874,634	5 諸支出金	51,641
6 繰越金	1	6 予備費	2,000
7 諸収入	67,555		
歳入合計	164,610,228	歳出合計	164,610,228

(4) 後期高齢者医療事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 後期高齢者 医療事業収入	53,504,912	1 後期高齢者 医療事業費	53,504,912
歳入合計	53,504,912	歳出合計	53,504,912

Ⅱ 組織と事務分掌

政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)市民福祉の啓発に関すること。
- (3)市民福祉総合計画に関すること。
- (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。

相談支援課

- (1)複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。
- (2)家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。
- (3)ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。
- (4)ひきこもりに関する情報発信に関すること。
- (5)再犯防止・更生支援に関すること。

人権推進課

- (1)人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。
- (2)犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

くらし支援課

- (1)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (3)福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
- (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。
- (7)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。
- (8)民生委員及び児童委員に関すること。
- (9)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (10)生活保護に関すること。
- (11)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)保護施設の認可、指導及び監督に関すること。
- (13)ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (14)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (15)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (16)低所得世帯療養資金の償還に関すること。
- (17)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。
- (18)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

[更生センター、更生援護相談所]（第4類事業所）

高齢福祉課

- (1)高齢者の社会参加に関すること。
- (2)戦没者遺族、戦傷病者及び引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)高齢者の福祉事業の総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)老人福祉施設等の整備及び認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること。
- (6)認知症に関すること。

介護保険課

- (1)介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)介護保険事業計画に関すること。
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)介護保険システムに関すること。
- (5)地域包括支援センターに関すること。
- (6)あんしんすこやか窓口に関すること。
- (7)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

国保年金医療課

- (1)国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (3)医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

保険年金事務センター（第2類事業所）

- (1)国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)国民年金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

障害福祉課

- (1)障害者のスポーツの振興に関すること。
- (2)障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (3)障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (5)障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6)障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)障害者の就労の促進に関すること。
- (9)身体障害者福祉センターに関すること。

Ⅱ 組織と事務分掌

- (10)心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (11)重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。
- (14)医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。

障害者支援課

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (7)障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

障害者更生相談所（課相当の行政機関）

- (1)障害者の相談、指導及び判定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
- (4)関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

監査指導課

- (1)社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。
- (2)介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4)老人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (6)障害者福祉施設等（障害児入所施設を含む。）の従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

Ⅲ 令和8年度 主要事業の概要

【くらしの安心と生活困窮者への支援】

1. 食支援を通じた生活相談

(1) 食支援団体への支援

〔くらし支援課〕

生活にお困りの方が相談窓口につながるきっかけづくりを目的として、食支援を通じた生活相談を実施する食支援団体に対して、運営支援を行います。活動経費や冷凍・冷蔵庫の設置費用を引き続き支援するほか、24時間・非対面での受け取りを可能とするコミュニティフリッジの設置・運営を希望する食支援団体に対し、所要経費の一部を新たに支援します。

また、物価高騰が続く中、生活にお困りの方への支援が途切れないう、食支援団体に対する食料購入のための補助金を増額します。

加えて、企業からの寄附の拡大を見据え、民間団体が活用できる公共保管庫を新たに確保します。

(2) フードサポートこうべの実施

〔くらし支援課〕

物価高騰の影響を受ける市民を幅広く支援するため、食料品・生活用品の無料配布会及び生活相談会を全区で複数回実施します。

2. 若者に対する支援

〔くらし支援課〕

生活の悩みを一人で抱え込んでしまう傾向にある若者を対象に、SNS等のツールを用いて、心理的なハードルを下げた独自の相談支援を行う民間団体に対して、活動経費の一部を補助します。

また、不安定な居住環境で生活する若者に対し、更生センターにおいて食事と居室を提供し、再出発に向けた生活相談や就労支援などの寄り添った支援を行います。

3. 社会福祉施設に対する運営支援

〔介護保険課・障害者支援課・くらし支援課〕

介護・障害福祉サービス等の提供にかかる物価高騰の影響を踏まえ、令和7年度分に引き続き、令和8年度においても、施設種別に応じた市独自の運営支援を実施します。

また、地域区分見直しの影響を受ける救護施設に対する運営支援を行います。

【高齢者の方への支援】

1. 新たな通所型サービスの創設

〔介護保険課〕

フレイル状態にある高齢者が自身の状態に適したサービスを選択することができるよう、民間企業を含む多様な団体が運営可能な新たな通所型サービスを創設します。運営団体の強みを生かした軽度者向け介護予防プログラムを提供することで、健康寿命の延伸につなげます。

2. 終活支援

〔高齢福祉課〕

シニア世代の今後の人生をより豊かで充実したものにするため、こうべ終活相談窓口におい

て、財産管理や医療・介護、葬儀・遺言等、将来に向けた不安をお聞きし、公的制度や民間サービス等の必要な支援につなげます。あわせて、エンディングノートの保管場所や緊急連絡先などの終活情報をご登録いただくことにより、もしものときに、指定したご家族や大切な方からの問合せに対し、本人に代わり登録情報をお伝えします。

3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進 〔 高齢福祉課 〕

認知症の早期受診を支援するための「診断助成制度」と、認知症の方が関わる事故を救済する「事故救済制度」を組み合わせた「認知症神戸モデル」を引き続き実施します。

また、若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、市内の企業に在籍する産業医等を対象とした研修を新たに実施します。

4. 介護人材の確保 〔 介護保険課・障害者支援課 〕

市独自に実施する住宅手当の一部補助やキャリアアップ支援金の支給等を通じ、介護人材の確保・定着に引き続き取り組みます。また、介護現場におけるハラスメントを防止するため、市民向けの啓発を行うとともに、介護・障害福祉サービス事業者の管理者を対象とした研修を実施します。

加えて、高齢者に関するさまざまな相談を受け付け、必要な支援に繋げるあんしんすこやかセンターの委託費用を、人材確保の観点から大幅に増額します。

5. 介護施設の大規模修繕に対する支援 〔 高齢福祉課 〕

施設入所者が住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度創設前に整備された特別養護老人ホーム等の介護施設に対する市独自の大規模修繕補助制度を新たに創設します。

6. 敬老割引の実証実験に対する支援 〔 高齢福祉課 〕

敬老・福祉パス制度の対象外となっている路線の一部において、民間バス事業者が実施する敬老割引の実証実験に係る経費を補助します。タッチ決済可能なクレジットカード等を利用し、マイナンバーカードと紐付けることで割引を適用する新たな取り組みへの支援により、高齢者の外出と社会参加の促進につなげます。

【障害者の方への支援】

1. 医療的ケア児者や介護者への支援 〔 障害者支援課 〕

医療的ケアを必要とする障害児者への支援として、訪問看護事業者が実施する医療保険対象外の「見守り・介護」等について、市独自の支援制度を創設します。介護者にまとまった時間の休息を取っていただき、身体的・精神的な負担を軽減します。

また、医療的ケア児者を宿泊で受け入れる短期入所事業所の体制を確保するため、受け入れを行った事業所に対する市独自助成を引き続き行います。

2. 障害福祉サービスの充実

(1) 計画相談支援導入の推進

〔 障害者支援課 〕

サービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の確保・定着にかかる市独自の支援について、補助要件の緩和や対象拡充を行い、制度の充実を図ります。

また、障害児に関する新規の計画相談支援を行った事業所に対し、市独自の支援を引き続き実施します。

(2) 日常生活用具の購入費用助成の拡充

〔 障害者支援課 〕

障害者の自立生活のために必要な用具費の支給について、ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）の支給基準月額を増額し、利用者の負担軽減を図ります。

(3) 移動支援の対象拡大

〔 障害者支援課 〕

屋外での移動が困難な障害者等に対する移動支援について、日中サービス支援型グループホームの入居者を新たに対象とし、地域における障害者等の社会参加の促進に取り組みます。

3. 障害者の就労支援

〔 障害福祉課 〕

市内5ヶ所に設置する「しごとサポート」において、ハローワーク等と連携し、相談者の障害特性を踏まえた一般就労または福祉的就労への案内、就労後の支援を行います。

また、民間企業における障害者の雇用を促進するため、企業開拓を行う「障害者雇用推進員」を引き続き配置し、障害者雇用率制度等の周知を行うとともに、超短時間雇用等の多様な働き方の創出に取り組みます。

4. 親なき後対策の強化

(1) 障害者にかかる見守り支援

〔 障害者支援課 〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心として、支援を受けておらず介護のできる同居者のいない障害者の方、郵送調査で未返信だった方を対象に、訪問調査を実施するとともに、必要な方へ障害福祉サービス等の案内を行います。

(2) グループホームの整備

〔 障害福祉課 〕

障害者の地域移行を支えるグループホームについて、開設にかかる費用及び既存グループホームの重度障害者受け入れに必要な設備改修費用を市独自で補助します。また、定員数が少ない市東部における整備に対しては引き続き補助上限額を引き上げることで、地域間不均衡の是正に取り組みます。

【地域共生社会の実現に向けた取り組み】

1. 複合的な福祉課題への対応強化

(1) 再犯防止に関する取り組み

〔 相談支援課 〕

再犯を防止するため、釈放・出所後早期に適切な支援に繋げ、仕事や住居の確保を支援する専任のコーディネーターを引き続き配置します。また、刑務官OBを配置し、近隣刑務所との連携を強化することで、より円滑な支援につなげます。

加えて、保護司会に対する本市職員による研修の実施、定期的な保護司会との意見交換・情報

共有等を通じて、引き続き地域の保護司活動への支援を行います。

（２）こども・若者ケアラーへの支援

〔 相談支援課 〕

当事者や関係者からの相談を受け、関係機関との連携、公的サービスの調整、当事者同士の交流・情報交換の場への案内等の支援を行うとともに、こども・若者ケアラーと身近で接する方々や福祉関係者の理解促進を引き続き図ります。また、当事者への配食支援事業を通じ、必要な支援につなげます。

（３）ひきこもり支援の充実

〔 相談支援課 〕

ひきこもりの方やその家族が孤立することのないよう、相談員との面談や家庭訪問による支援を実施します。令和８年度は、ひきこもりへの理解促進・相談窓口の周知を SNS 広告も活用して行い、早期の相談につなげていきます。

また、対面とバーチャル空間を組み合わせた当事者の会等の居場所づくりを行い、社会参加へのきっかけをつくります。そのほか、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援を引き続き行います。

２．災害時要援護者支援の推進

〔 暮らし支援課 〕

有識者等で構成された検討会を開催し、災害時における要援護者支援のあり方について具体的な検討を進めます。また、引き続き当事者及びそのご家族やケアマネジャー等と連携し、個別避難計画の策定を促進します。

３．民生委員活動への支援

〔 暮らし支援課 〕

高齢者数の増加や福祉課題の複雑化により民生委員の業務負担が増加傾向にあることを踏まえ、活動記録や高齢者見守り台帳の DX により、民生委員の業務効率化・負担軽減に取り組みます。

４．しあわせの村のリニューアル

〔 政策課 〕

こどもから大人まですべての市民がいつでも楽しめるしあわせの村であり続けるため、市民や事業者などによる賑わいづくりに取り組むとともに、新たに付加する機能や民間事業者の参入方法の検討を行い、リニューアル方針を策定します。